

柏市上下水道局低入札価格調査会要領

制定 平成21年10月1日

施行 平成21年10月1日

(設置)

第1条 柏市上下水道事業会計規程（昭和60年柏市水道事業管理規程第2号）に規定する入札に関し、その価格の適正化を図るため、低入札価格調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査会は、工事、製造その他の請負の契約（以下「工事等」という。）に係る入札のうち予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む金額をいう。以下同じ。）が2億円以上のもの又は、総合評価落札方式により入札を行うもの（以下「対象工事等」という。）で最低の価格をもって申込みをした者の申込み価格が次に掲げる額を下回った場合に別に定める項目を調査し、当該価格が不適當であると認めるときは落札者としめない旨を決定するものとする。

2 低入札価格調査基準額は、次のいずれかにより算出するものとする。

- (1) 対象工事等のうち、工事、修繕工事にあつては柏市上下水道局契約事務要領第13条の4の規定によるものとする。
- (2) 前各号に該当しない請負で取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多少等を考慮し案件ごとに定めた額

(構成)

第3条 調査会の委員は、次条に定める委員長のほか、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 理事
- (2) 次長
- (3) 総務課長
- (4) 工事等の発注課長
- (5) 工事等の設計及び監督の担当課長

(組織)

第4条 調査会に委員長を置き、委員長は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、調査会を代表する。

- 3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、理事がその職務を代理し、理事が欠けたとき又は理事に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 調査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会議に出席できない委員（委員長を除く。）は、当該調査事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合における前2項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 5 調査会は、必要があるときは、関係職員及び関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(審議事項)

第5条の2 低入札価格調査基準額を下回る金額で入札した者（ただし、柏市上下水道局契約事務取扱要領第13条の5に規定する低入札価格調査失格基準額を下回る金額で入札した者を除く。）の入札金額の調査に当たっては、次の各号に該当する場合はその者の入札を無効とし、落札者の決定をするものとする。

- (1) 低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書等の資料の提出を拒否した場合
- (2) 入札時に提出した内訳書と低入札価格調査時に提出を義務付ける回答書に含まれる詳細な内訳書（以下「低入調査時の内訳書」という。）の各項目の金額が異なる場合
- (3) 低入調査時の内訳書の各項目について、次に該当する場合
 - ア 必要な経費が盛り込まれていない場合
 - イ 下請業者や資材等の納品業者からの見積書の金額と整合性がない場合
 - ウ 社内留保金等から充当することを前提として、必要となる経費を計上していない又は過少に計上しており、低入札価格調査の対象となっている案件のみで検証すると、赤字の受注と判断される場合
 - エ 予定価格の内訳に対し、直接工事費75パーセント・共通仮設費70パーセント・現場管理費70パーセント・一般管理費30パーセント（諸経費として一括して計上する場合にあっては、45パーセント）のいずれかを下回る者で、その合理的な理由が説明できない場合

(庶務)

第6条 調査会の庶務は、総務課契約担当において処理する。

(準用)

第7条 前各条の規定は、随意契約について準用する。この場合において、「低入札価格調査会」は「低見積価格調査会」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。